

薬生食輸発0305第2号
令和3年3月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(メキシコ産芽キャベツのピリダリル、タイ産きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)
のクロルピリホス及びおくらのプロフェノホス並びにコートジボワール産カカオ豆の
2, 4 - D)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年
2月26日付け薬生食輸発0226第4号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、メキシコ産芽キャベツの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13
条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、メキシコ産
芽キャベツのピリダリルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、
当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の
自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者
及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、タイ産きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)のクロルピリホスについて、検
査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング
検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加
する。

さらに、コートジボワール産カカオ豆の2, 4 - Dについて、検査命令の対象とした
ことから、モニタリング通知の別表第2から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、タイ
産おくらのプロフェノホスについて、モニタリング通知の別表第2から削除すること
としたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 3月5日	タイ	きのこ（HED-KRA-DANGと称されるもの）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（クロルピリホス）	
	メキシコ	芽キャベツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（ピリダリル）	ALTAR PRODUCE, LLC（米国） AGROPRODUCTOS LAS CUMBRES, S.DE R.L.DE C.V.